

雇調金の特例措置、緊急事態宣言解除の翌月末まで延長の方針

令和3年1月22日、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部の会合において、雇用調整助成金の特例措置延長の方針を示しました。まだ予定段階ですが、厚労省から公表されている内容は、以下の通りです。

1. 特例措置の延長

雇用調整助成金や休業支援金等は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長
(例. 2月7日に解除された場合、3月末まで)

2. 業況が厳しい大企業への雇調金等の助成率引上げ

時短に協力する飲食店等(大企業)への助成率を最大10/10に引き上げ
業況が厳しい大企業(売上等が30%以上減少)に関し緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで助成率を最大10/10

その上で、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から、(例. 2月7日に解除された場合、4月1日から)

①雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、②感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業については、以下の特例が設けられる予定です。

①原則的な措置

- ・雇調金等の1人1日あたりの助成額の上限:
15,000円(現在) → **13,500円**
- ・解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率: 10/10(現在) → **9/10**

②特例措置

感染が拡大している地域(※1)・特に業況が厳しい企業(※2)の雇用維持を支援するための特例措置

- ・雇調金等の1人1日あたりの助成額の上限:

15,000円(現在) → **15,000円(据え置き)**

- ・解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率: 10/10(現在) → **10/10(据え置き)**

(※1) 感染拡大地域の内容は追って公表予定

(※2) 売上等が前年又は前々年の同期と比べ、最近3か月の月平均で30%以上減少した全国の事業所

なお、上記①、②いずれも、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から2か月間の措置として想定されているとのことですが、施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であるため、あくまで現時点での予定となります。

緊急事態宣言が延長された場合の2月～4月の会社行事への影響と対策

令和3年1月14～15日、労務行政研究所は「緊急事態宣言再発令に対する企業対応アンケート」を実施、公表しました。その中で、「緊急事態宣言が延長された場合の2月～4月の会社行事への影響と対策」に対する回答を、幾つかご紹介します。

- ①人事異動: 転居を伴う人事異動の抑制、最小限に
- ②新卒採用: 面接・採用をできるだけオンライン化
- ③入社式: 入社式をオンライン開催、または中止
- ④新人研修: 研修のオンライン化、分散開催
- ⑤その他: 社員旅行や幹部合宿の中止

ソフトバンク元社員・技術情報持ち出し事件

2019年12月31日にソフトバンクを退職して、2020年1月1日付で楽天モバイルに入社した元社員が、退職前にソフトバンクのサーバーに社外からアクセスし、技術情報のファイルをメールに添付して自身に送信していました。元社員はネットワークの構築に関わる業務に従事していて、情報には4Gや5Gの基地局の効率的な整備手法に関する秘密情報が含まれています。尚、元社員は、退職前に機密情報を社外に送信、個人のパソコンに保存しないという内容の誓約書に署名していました。

ソフトバンクは2020年2月に元社員が退職前に使用していた業務用パソコン内から情報が送信されていることが判明して、その後、警視庁に相談し2021年1月に元社員が不正競争防止法違反の容疑で逮捕されました。ソフトバンクは元社員に対する損害賠償請求を含めた措置を視野に入れ、楽天モバイルに営業秘密の利用停止と廃棄等を目的とした民事訴訟を提起する予定です。

ソフトバンクは全社員に対して秘密保持契約の締結やセキュリティ研修などを行っていましたが再発防止施策として、2020年3月以降、以下の追加施策を順次実施しています。

情報資産管理の再強化（管理ポリシーの厳格化、棚卸しとアクセス権限の再度見直し）

退職予定者の業務用情報端末によるアクセス権限の停止や利用の制限の強化

全役員と全社員向けのセキュリティ研修（未受講者は重要情報資産へのアクセス不可）

業務用OA端末の利用ログ全般を監視するシステムの導入

皆様の会社も、機密情報に関連する社員が退職する際には秘密保持契約の締結などを行っていると思いますが、ソフトバンクの再発防止施策を参考に、さらなる対策を行うことをお勧めします。

令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられます

現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.2%となっており、社員を45.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用することが義務付けられています。

この法定雇用率は、令和3年3月1日から2.2%→2.3%に引き上げられ、対象範囲は社員を45.5人→43.5人以上雇用している事業主まで広がります。

対象となった場合、6月1日現在の障害者雇用状況を7月15日（昨年コロナの影響で8月31日まで延長）までに、ハローワークに障害者雇用状況報告書を提出する義務がありますので、ご注意ください。

令和3年 お年玉付き年賀状当選番号

1等 当選番号 7 5 7 4 6 2	一当選の割合：100万本に1本ー 現金30万円または選べる電子マネーギフト「EJOICA（イージョイカ）セレクトギフト」（31万円分）
2等 当選番号 — — 6 3 3 5 (39点の中から1点)	一当選の割合：1万本に1本ー ふるさと小包など39点の中から1点
3等 当選番号 — — — — 6 0 — — — — 5 8 — — — — 5 0	一当選の割合：100本に3本ー お年玉切手シート

※ 1等から3等に関しては、各組共通です。

※お年玉賞品交換期間：令和3年7月20日（火）迄

<具体的な商品は「日本郵便お年玉商品のご案内」をご覧ください>

<https://www.post.japanpost.jp/event/otoshidama2021/index.html>

